教員の年齢構成と定年に関する規程の関係

本学の定年年齢は、学校法人明治学院就業規則第 15 条で、「勤務員が 60 歳に達したときは (ただし、教授は当分の間 65 歳とする。) その直後の 3 月 31 日に退職する。」と規定されている。しかし、実際の適用では、68 歳まで専任教員として勤務することがいわゆる労働慣行として認められてきた。

2008 年 1 月 23 日、学校法人明治学院理事会と明治学院大学教員組合との間で上記定年年齢に関する団体交渉が行なわれ、従来から労働慣行として認められてきた 68 歳定年制度について、今後もこれを維持することで労使双方が合意し、「教授の定年退職年齢に関する協定書」を同年 3 月 24 日付で締結した。

また、「任期を定めた教員の任用に関する規程」に基づく任用の場合の定年年齢は、同規程細則である「任期を定めた教員の任用等に関する細則」第4条第5項で、「特別任用教員は、本学の定年の規程にかかわらず任用することができる。」と規定している。

学校法人明治学院就業規則(抜粋)

- 第 15 条 勤務員が 60 歳に達したときは (ただし, 教授は当分の間 65 歳とする。) その直後の 3 月 31 日に退職する。ただし, 学長, 校長および特に理事会が必要と認めた者は延長することを得る。
- 2 この規則施行の際,前項の定年に達した勤務員については理事会で特別の措置をとることができる。

学部,学科の新,増設および大学院設置の際の, 教授の定年に関する規程

1985年1月24日 理事会承認

本学が学部,学科を新,増設する場合は,当該学部,学科の専任教員として60歳以上の年令でその完成年度までに着任した者に限り,定年を70歳とする。また大学院設置の場合は,60歳以上の年令でその完成年度までに着任した者に限り,定年を72歳とする。ただし,この規程の適用は最低限度にとどめるものとする。

付 則

この規程は、1984 年4 月1 日より施行する。

任期を定めた教員の任用に関する規程

2003年2月21日 臨時理事会承認 2004年5月13日 常務理事会承認 2006年2月24日 臨時理事会承認 2006年5月26日 定期理事会承認 2007年3月2日 臨時理事会承認 2008年2月29日 臨時理事会承認 2008年5月23日 定期理事会承認 2009年2月27日 臨時理事会承認 2009年5月22日 定期理事会承認 2009年5月22日 定期理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、多様な知識または経験を有する者が教育研究活動に携わり相互に交流する状況を創出することが教育研究の発展にとって重要性を増していることに鑑み、本学の教育研究活動の活性化をはかるため、「大学の教員等の任期に関する法律」(以下「大学教員任期法」という。)第5条第1項、第2項に基づき、本学における教員(教授、准教授、講師および助手をいう。)の任期に関する事項を定める。

(任期を定める組織)

- 第2条 「大学教員任期法」第4条第1項第1号から第3号までにより、任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職名、任期および再任等に関する事項は、別表1に定める通りとする。 (労働契約)
- 第3条 前条に基づく任用を行う場合、学校法人明治学院と当該任用される者との間で、別表2の 様式による同意を得たうえで、任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(規程の公表)

第4条 この規程を定め、または改廃したときは、明治学院広報、明治学院大学ホームページ等に 公表し、広く周知をはかるものとする。

(その他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項の詳細は、「任期を定めた教員の任用等に関する細則」に 定める。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、大学評議会および理事会の議を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2003年4月1日から施行する。
- 2 2004年4月1日付一部改正施行(別表1に教養教育センターを追加)。
- 3 2004年9月1日付一部改正施行(別表1に国際平和研究所を追加)。
- 4 2006 年 4 月 1 日付一部改正施行(別表 1 に文学部,経済学部,社会学部、心理学部および法 科大学院を追加)。

- 5 2006年6月1日付一部改正施行(別表1に国際学部を追加)。
- 6 2007 年 4 月 1 日付一部改正施行(助教授の名称変更および別表 1 に文学部准教授、法学部を 追加)。
- 7 2008年2月29日付一部訂正(別表1の経済学部専任講師任期4年の更新扱いを2006年4月 1日付で遡及訂正)。
- 8 2008 年 4 月 1 日付一部改正施行 (別表 1 に心理学部准教授, 社会学部准教授および国際学部 専任講師を追加)。
- 9 2008 年 11 月 20 日付一部改正施行(別表 1 に心理学部教育 GP プロジェクト任期制助手を追加)。
- 10 2009年4月1日付一部改正施行(別表1に経済学部教授および心理学部准教授を追加)。

別表 1

	職位	任期	再任等に関する事項	根拠
文学部	教授	5年	可(2回、更新期間は2年)	大学教員任期法4条1項1号
	准教授	3年	可(2回、更新期間は2年)	大学教員任期法4条1項1号
経済学部	教授	4年	可(1回、更新期間は4年)	大学教員任期法4条1項1号
	専任講師	4年	不可	大学教員任期法4条1項1号
	専任講師	3年	不可	大学教員任期法4条1項1号
社会学部	准教授	4年	可(2回、更新期間は2年)	大学教員任期法4条1項1号
	助手	3年	可(2回、更新期間は2年)	大学教員任期法4条1項1号、 2号
法学部	専任講師	3年	不可	大学教員任期法4条1項1号
国際学部	専任講師	4年	可(1回、更新期間は4年)	大学教員任期法4条1項1号
国際学部 (環境 省プロジェク ト)	助手	3年	可(2回、更新期間は1年。 但し、プロジェクト期間の み。)	大学教員任期法4条1項1号
心理学部	教授	5年	可(1回、更新期間は3年)	大学教員任期法4条1項1号
	准教授	3年	不可	大学教員任期法4条1項1号
	准教授	4年	可(1回、更新期間は4年)	大学教員任期法4条1項1号
心理学部 (教育 GP プロジェク ト)	助手	3年	不可	大学教員任期法4条1項3号
大学院法務職	教授	5年	可(1回、更新期間は4年)	大学教員任期法4条1項1号
研究科(法科大学院)	准教授 専任講師	3年	可(1回、更新期間は3年)	大学教員任期法4条1項1号
	助手	3年	可(1回、更新期間は3年)	大学教員任期法4条1項1号、 2号
大学院法務職研究科(法科大学院)(文科省プロジェクト)	助手	1年	不可	大学教員任期法4条1項1号
教養教育センター	准教授 専任講師	4年	不可	大学教員任期法4条1項1号

国際平和研究	助手	3年	不可	大学教員任期法4条1項3号
所				

別表 2

○○○○年○○月○○日

確認書

学校法人明治学院理事長 (氏名) 殿

(氏名) 印

私は、明治学院大学〇〇〇に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号)第4条第1項第〇号および明治学院大学「任期を定めた教員の任用に関する規程」第2条の規定に基づき、下記の通りの任期により任用されることに同意します。

また,任用開始より一年を経た後,私の都合で任期途中で退職する必要が生じたときには,遅滞なく明治学院理事長に申し出ます。

記

○○○○年○○月○○日から○○○年○○月○○日まで

任期を定めた教員の任用等に関する細則

2003年2月21日 臨時理事会承認 2006年7月28日 臨時理事会承認 2008年2月29日 臨時理事会承認

(目的)

第1条 この細則は、「任期を定めた教員の任用に関する規程」に則って任用される教員(以下「特別任用教員」という。)の任用等につき必要な事項を定めることを目的とする。 (資格)

第2条 特別任用教員は、高度な知識または豊富な経験を有する者で、各学部等に関わる先端的、 学際的または総合的な教育研究の分野・方法の特性にふさわしい優れた知識・実務経験・教育能力を有する者でなければならない。

(任期)

- 第3条 特別任用教員の契約期間は、各年4月または9月に始まり1年を単位として定め、講師以上については4年以内、助手については3年以内とする。ただし、教授については特別の場合5年以上8年以内の任期を定めることができる。
- 2 再任は、第4条の規定に準じた手続きにより、2回を限度として行なうことができる。ただし、 再任の期間は併せて4年を超えることはできない。
- 3 就任1年以上経過したのち、特別任用教員は理事長に申し出ることによって、退職することができる。

(任用手続等)

- 第4条 特別任用教員の選考には、原則として本学教員選考基準を準用する。ただし、第2条に定める要件に鑑み相当の必要性が認められる場合にはこの限りではない。
- 2 特別任用教員の任用は、学部(教養教育センターを含む。)または法科大学院(その設立前にあっては、関係する学部)(以下「学部等」という。)の教授会(以下「学部等教授会」という。)で発議し、大学評議会の承認を得るものとする。また、教授としての任用には、さらに理事会の承認を得るものとする。
- 3 任期中の昇格は行わない。
- 4 特別任用教員の再任は、旧任期の最後の学期に開催される評議会で審議される。
- 5 特別任用教員は、本学の定年の規程にかかわらず任用することができる。ただし、契約期間の 終了時点で 68 歳を超える契約については、新任、再任を問わず任期のうち 68 歳を超える期間は 2 年以内とする。
- 6 4年を超える任期に関わる案件については、当該人事教授会、大学評議会において、出席者の 3分の2以上の賛成を必要とする。
- 第5条 本学において専任講師以上の専任教員であった者は、退職後4年間は特別任用教員となる

ことはできない。特別任用教員をその任期終了後,通常の手続を経た上で任期の定めのない専任 教員として任用することは、これを妨げない。

(所属・職務)

- 第6条 特別任用教員は、任用手続が行われた学部等に所属する。講師以上の特別任用教員は、学部等教授会の構成員となる。また、任期の定めのない教員に準じて、人事教授会の構成員となる。 ただし、任期終了後に任用または再任される専任教員に関わる人事教授会には出席しあるいは議決権を行使することはできない。
- 2 講師以上の特別任用教員の授業担当基準時間は、任期の定めのない専任教員に準じて、年間 10 コマ(1 コマは 1.5 時間の授業を 1 学期 15 回程度行なうことに相当する)を原則とする。ただし、教授会が必要と認める場合には、任用時の個別の契約により年間 6 コマまでを下限として負担を減ずることができる。
- 3 講師以上の特別任用教員は、前項に定める授業担当のほか、各種委員会等委員、入学試験関連業務およびその他所属学部等の長の指示に基づく学生指導等、任期の定めのない教員と同等の義務を負う。ただし、本項の職務については、所属学部等教授会の決定に基づき大学評議会の承認を経た後、個別の契約により一部を追加または免除することができる。 (助手)
- 第7条 特別任用教員のうち助手の任用は、「大学の教員等の任期に関する法律」第4条第1項第1 号または同第3号の趣旨に則して次の各号のいずれか一に該当するものでなければならない。
 - (1) 学部等において、教育内容の特性に鑑み、当該助手の技能・知識が特に必要とされる場合。
 - (2) 各研究所において、当該研究所が定め、または参画する期間を定めた特定の研究プロジェクトに主として従事させる場合。

(就業規則の適用)

- 第8条 特別任用教員には、特に定めのある場合を除き、「学校法人明治学院就業規則」を適用する。 (研究室)
- 第9条 講師以上の特別任用教員の研究室の使用は、特に定めのある場合を除き、各学部等教授会の決定するところとする。

(特別研究制度等)

- 第10条 特別任用教員には、「在外研究員制度」および「特別研究制度」は適用しない。 (絵点)
- 第 11 条 特別任用教員の給与は, 年俸制とし詳細は別に定める「明治学院大学特別任用教員給与規程」による。

(所管)

第12条 この細則に基づく特別任用教員の受入および契約等に関する業務は,人事部給与厚生課が これを所管する。

(細則の改廃)

第13条 この細則の改廃は、大学評議会および理事会の議を経なければならない。

付 則

- 1 この細則は,2003年4月1日から施行する。
- 2 2006年4月1日一部改正施行
- 3 2008年4月1日一部改正施行(第4条第5項)

		履修単											Τ	
		位	1年次配当科目	単	位	2年次配当科目	単	位	3年次配当科目	単	位	4年次配当科目	単	位
		必選選修 水												
	キリスト教基本科目	4	キリスト教の基礎A キリスト教の基礎B	*	2 2									
明治学院共通科目	外国語基本科目	4 / 4	英語コミュニケーション1A 英語コミュニケーション1B 英語コミュニケーション2A 英語コミュニケーション2B 外国語 (初習語) 1A 外国語 (初習語) 1B 外国語 (初習語) 2A 外国語 (初習語) 2B	* * *	1 1 1 1 1 1 1 1									
-	情報処理基本科目	$\sqrt{2}$	コンピュータリテラシー1		2								<u> </u>	L
	小計	14	心理支援論1A	*	9	心理支援論2A	*	9					⊬	╀
心 通理	基幹科目	8 //	心理支援論IA 心理支援論IB	*	2 2	心理支援論2B	*	2						
科学目部	心理学科目	6 0				生涯発達心理学(乳幼児)	*	2	生涯発達心理学(児童) 生涯発達心理学(青年)	* *	2 2			
共	小計	14	松大水水土丛柳子		0	フ121 日本十級の 7 四半		0					<u> </u>	<u> </u>
	心理学科目	10 0	教育発達学概論 子どもの学習支援の心理学 子どもの行動理解の心理学	* *	2 2 2	子どもと家族支援の心理学 教育心理学	*	2						
子ども理解領域	教育学(初等教育) 科目	19 18	教育原論 教育課程編成論 教職經論 我本国論 任本育理論 国數工作 百數工作 音樂実技1	* * * *	2 2 2 2 2 2 2 2 2 1	教育の制度と経営 教育方法論 理科活 辛 等 定 育 字 等 定 育 方 法 論 生 活 来 定 育 方 法 会 音 家 を 育 育 字 表 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	* * * *	2 2 2 2 2 2 2 1 2	社会 音楽実技3		2 1			
	障害科学科目	4 0				特別支援教育学総論A	*	2	知的障害の病理	*	2			
学科	実習科目	2 /				体験活動方法論A 体験活動方法論B	*	1						
科 目	心理学科目	4 / 2				子ども文化		2	障害児・者心理学1(コミュニケーション) 教育相談の理論と方法	*	2			T
子ども支煙	教育学(初等教育)科目	2 22				理科指導法 家庭科指導法 図画工作科指導法 体育科指導法 生活科指導法		2 2 2 2 2	教育市級の注画と力法 生徒・進務指導の理論と方法 国語科指導法 算数科指導法 社会科指導法 音楽科指導法 音楽科指導法 特別活動の指導法 特別活動の指導法		2 2 2 2 2 2 2 2			
援領	障害科学科目	2 0							障害児教育相談とアセスメント	*	2	tri -te et 337 -	L	Ę
域	実習科目	5										教育実習1		5
	演習科目	4 2							教育発達学演習1	*	2	教育発達学演習2 教職実践演習(幼·小)	*	2 2
	卒業研究	43 0											F	F
	小計 合計	124		H	41		H	43		-	31		\vdash	9

			修位	単	1年次配当科目	単	並位	2年次配当科目	単	位	3年次配当科目	単	位	4年次配当科目	į	单位
		必修	選	選択		h										Τ
пн	キリスト教基本科目	4	/	\angle	キリスト教の基礎A キリスト教の基礎B	*	2 2									L
明治学院共通科目	外国語基本科目	4	4		英語コミュニケーション1A 英語コミュニケーション1B 英語コミュニケーション2A 英語コミュニケーション2B 外国語(初習語)1A 外国語(初習語)1A 外国語(初習語)2A 外国語(初習語)2A	* * *	1 1 1 1 1 1 1									
	情報処理基本科目		2	_	コンピュータリテラシー1	Ш	2								↓_	┺
	小計	١.,	14		\ -m -t 1252A - 4	\vdash	_) ====================================	Ш	_					1	十
心 通理	基幹科目	8	/	/	心理支援論1A 心理支援論1B	*	2 2	心理支援論2A 心理支援論2B	*	2						L
科学 目部	心理学科目	6	/	0				生涯発達心理学(乳幼児)	*	2	生涯発達心理学(児童) 生涯発達心理学(青年)	*	2			
共	小計		14												Ĺ	I
	心理学科目	10	/	0	教育発達学概論 子どもの学習支援の心理学 子どもの行動理解の心理学	* *	2 2 2	子どもと家族支援の心理学 教育心理学	*	2 2						
子ども理解領域	教育学(初等教育) 科目	19		14	教育原論 教育課程編成論 教日本育理論 日本育理論 国語数 医動工作 音楽主技1	* * * *	2 2 2 2 2 2 2 2 2 1	教育の制度と経営 教育方法論 理生活 音楽 佐 音楽 実技2	* * * *	2 2 2 2 2 2 2 1	音楽実技3		1			
	障害科学科目	4	Z	0		Ш		特別支援教育学総論A	*	2	知的障害の病理	*	2			L
	実習科目	2	<u>/</u>	\bigvee				体験活動方法論A 体験活動方法論B	*	1						L
学	小計	İΠ	49	г		\vdash					障害児・者心理学1(コミュニケーション)	*	2		╁	+
科科	心理学科目	4	_	0				THE 1427条 74		0	教育相談の理論と方法	*	2			\bot
日子ども支援領	教育学(初等教育) 科目	2		30				理科指導法 家庭科指導法 図画工作科指導法 体育科指導法 生活科指導法 保育内容の指導法		2 2 2 2 2 2 2	生徒・進路指導の理論と方法 国語科指導法 社等導法 社会科指指導法 音楽科復健康) 保育內容(環境) 保育內容(環境) 保育內容(青葉) 保育內容(音葉)表現	*	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
域	障害科学科目	2	/	0							障害児教育相談とアセスメント	*	2			I
	実習科目	\angle	7	8							bi da se vis Vi vis se			教育実習1 教育実習2		5 3
	演習科目	4	_	2							教育発達学演習1	*	2	教育発達学演習2 教職実践演習(幼·小)	*	2 2
	卒業研究 小計	/	52	0		\vdash									╄	+
\vdash	合計		129)		\vdash	41			41			35		╁	12

			修位			1年次配当科目	单	並位	2年次配当科目	単	·位	3年次配当科目	单	位	4年次配当科目	ì	単位
		必修	選必	選択	星												
	キリスト教基本科目	4		1/		キリスト教の基礎A キリスト教の基礎B	*	2 2									
明治学院共通科目	外国語基本科目	4	4			英語コミュニケーション1A 英語コミュニケーション1B 英語コミュニケーション2A 英語コミュニケーション2B 外国語(初習語)1A 外国語(初習語)2A 外国語(初習語)2B	* * * *	1 1 1 1 1 1 1 1									
н	情報処理基本科目	/	2	_	=	コンピュータリテラシー1		2									Į
心通理	小計 基幹科目	8	14	1/		心理支援論1A 心理支援論1B	*	2 2	心理支援論2A 心理支援論2B	*	2 2						+
科学 目部	心理学科目	6		0	T				生涯発達心理学(乳幼児)	*	2	生涯発達心理学(児童) 生涯発達心理学(青年)	*	2 2			1
共	小計		14	_	-	AL - 사 코 V 그는 AL - A A A A A A A A A A A A A A A A A		0	710104+5007	L.	0						Į
	心理学科目	10	/	0) =	教育発達学概論 子どもの学習支援の心理学 子どもの行動理解の心理学	* * *	2 2 2	子どもと家族支援の心理学 教育心理学	*	2 2						
子ども理解で	教育学(初等教育) 科目	19		13	幸幸 F 体 国 算 区	教育原論 教育康程編成論 教日本育語 教日本育語 新生本理論 智数 工作 音数 工作 手 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 報 日 本 官 報 員 報 日 本 官 報 員 報 日 本 可 語 数 日 本 官 表 的 日 本 、 一 、 一 、 一 、 一 、 一 、 一 、 一 、 一 、 一 、	* * * *	2 2 2 2 2 2 2 2 2 1	教育の制度と経営 教育方法論 理生活 音楽 医 体育 音楽 実技2	* * * *	2 2 2 2 2 2 2 2 1						
領域	障害科学科目	4		10	0				特別支援教育学総論A 特別支援教育学総論B	*	2 2	知的障害の病理 病弱の心理・生理・病理 病弱教育総論 肢体不自由の生理と病理 肢体不自由者教育論	*	2 2 2 2 2			
学	実習科目	2			1				体験活動方法論A 体験活動方法論B	*	1						
科	小計		58		1							mite ada 1 m de Nam War (Na 1 na 1)					Į
科目	心理学科目	4	/	2	2							障害児・者心理学1(コミュニケーション) 障害児・者心理学2(行動) 肢体不自由の心理	*	2 2 2			
子ど*	教育学(初等教育) 科目	2		20	0				理科指導法 家庭科指導法 図画工作科指導法 体育科指導法 生活科指導法		2 2 2 2 2	教育相談の理論と方法 生徒・進路指導の理論と方法 国語科指導法 算数科指導法 社会科指導法 音楽科指導法	*	2 2 2 2 2 2			
も支援領域	障害科学科目	2		10	0				視覚障害教育総論		2	障害児教育相談とアセスメント 障害児教育学特講1 障害児教育学特講2 知的障害教育学総論 聴覚障害教育総論	*	2 2 2 2 2	W decde STI		
	実習科目	V	/	8	3										教育実習1 特別支援学校教育実習		5
	演習科目	4		2	2							教育発達学演習1	*	2	教育発達学演習2 教職実践演習(幼・小)	*	
	卒業研究		Ź	0)										マムコペストメリス 日(ツ)・イソ	1	ľ
	小計 合計	<u> </u>	54 140		+			41		<u> </u>	43			44		4	1

	F	1	2	<u>'</u>	7	K	7	<u> </u>	Š	È	Ξ	<u> </u>
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
1					キリスト教の 基礎A	キリスト教の 基礎B	心理支援論 1A	心理支援論 1B	図画工作 (g1)	図画工作 (g3)		
2	教育課程 編成論		体育理論	算数	コンピュータ リテラシー1	コンピュータ リテラシー2	教育発達学 概論		図画工作 ^(g2)	図画工作 (g4)		
3	英語コミュニ ケーション 1A	英語コミュニ ケーション 1B	初習語1A	初習語1B	コンピュータ リテラシー2	コンピュータ リテラシー1	英語コミュニ ケーション2 A	英語コミュニ ケーション2 B	初習語2A	初習語2B		
4	子どもの 行動理解の 心理学	心理·教育 研究法	日本国憲法			教育原論	教職概論	国語		音楽実技1		
5	心理·教育 統計学	子どもの 学習支援の 心理学								音楽実技1		

	J]	2	<u>k</u>	7	k	7	<u> </u>	Ś	È	_	E
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
1	心理支援論 2A	心理支援論 2B	子どもと 家族支援の 心理学	体育科 指導法	小学校英語 活動	小学校英語 研究			幼児教育 課程論	音楽実技2		
2	特別支援教 育学総論A	特別支援教 育学総論B	家庭科 指導法	生涯発達 心理学 (乳幼児)	小学校英語 活動	小学校英語 研究			教育の 制度と経営	音楽実技2		
3	教育心理学		教科研究 体育(g1) 理科(g2) 家庭(g3) 音楽(g4)	教科研究 家庭(g1) 音楽(g2) 体育(g3) 理科(g4)	視覚障害 教育総論				図画工作科 指導法	生活科指導法		
4		保育内容の 指導法	教科研究 理科(g1) 家庭(g2) 音楽(g3) 体育(g4)	教科研究 音楽(g1) 体育(g2) 理科(g3) 家庭(g4)			体験活動 方法論A	体験活動 方法論B	生活 (G1)	生活 (G2)		
5			理科 指導法	子ども文化			教育方法論					

	F]	y	'	7	k	7	†	Š	}	土		
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	
1	音楽実技3				教育発達学 演習1	教育発達学 演習1			国語科 指導法	算数科 指導法	障害児基礎 実習A	障害児基礎 実習B	
2	保育内容 (健康)	保育内容 (環境)				教育社会学	道徳教育の 指導法	特別活動の 指導法	障害児教育 相談とアセ スメント	肢体不自由 の生理と 病理	障害児基礎 実習A	障害児基礎 実習B	
3		音楽科指導 法			生徒・進路 指導の理論 と方法	生涯発達 心理学 (青年)	社会科 指導法	障害児·者 心理学3 (学習)	生涯発達心 理学(児童)	教育相談の理論と方法	障害児・者 心理学1(コ ミュニケー ション)	障害児·者 心理学2 (行動)	
4	保育内容 (音楽表現) /病弱の心 理・生理・病 理	保育内容 (造形表現)				保育内容(言葉)	肢体不自由 者教育論	肢体不自由 者の心理	知的障害の 病理	,知的障害教 育学総論	社会		
5	障害児 教育学 特講1 (教育課程)	障害児 教育学 特講2 (指導法)											

集中講義 病弱教育総論 聴覚障害教育総論 春秋秋 保育内容(人間関係)

			2	<u>'</u>	7	k	7	<u></u> ★	3		_	E
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
1											障害児実習 A	障害児実習 B
2		教職実践 演習 (幼·小)	生涯発達 心理学 (成人・ 老年)		教育発達学 演習2	教育発達学 演習2			幼児理解の 理論と方法		障害児実習 A	障害児実習 B
3	健康心理学				特別支援 学校 教育実習/ 教育実習2	特別支援 学校 教育実習/ 教育実習2			学校心理学			
4	教育実習1	教育実習1					対人社会 心理学					
5												

種別	承諾先	小学校 教育実習	幼稚園 教育実習	特別支援 教育実習	頁番号
教育委員会	東京都教育委員会	0	0	0	1
	神奈川県教育委員会			0	2
	横浜市教育委員会	0	0	0	3
	川崎市教育委員会	0	0	0	4
小学校	啓明学園初等学校	0			5
	平和学園小学校	0			6
	聖ステパノ学園小学校	0			7
	浦和ルーテル学院小学校	0			8
幼稚園	白金幼稚園		0		9
	南部坂幼稚園		0		10
	駒場幼稚園		0		11
	渋谷同胞幼稚園		0		12
	原宿幼稚園		0		13
	田園調布幼稚園		0		14
特別支援学校	旭出養護学校			0	15
	聖坂養護学校			0	16
	東京学芸大学附属特別支援学校			0	17